

公立高等学校における学校教育費の私的負担に関する学校間格差
— 学校徴収金等についての大阪府立高等学校宛質問紙調査の結果から —

江上 直樹

京都大学大学院教育学研究科紀要 第58号

2012

公立高等学校における学校教育費の私的負担に関する学校間格差

—学校徴収金等についての大阪府立高等学校宛質問紙調査の結果から—

江上 直樹

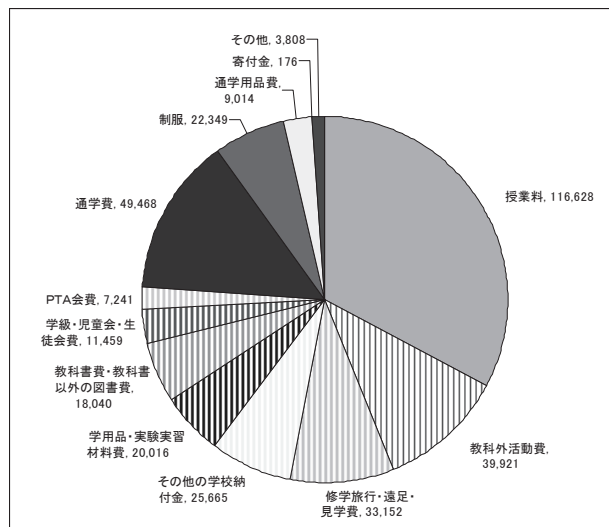
1. はじめに

平成22年度より「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、これにより、公立高等学校においては授業料が基本的に徴収されなくなり、私立高等学校においても授業料および保護者の所得に応じて在学者に対し就学支援金が支給されることとなった。本法律の第一条には「…高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」とあり、さらに、法案時の文教科学委員会における趣旨説明における「…その教育費に係る保護者の負担を軽減し、もって次

代を担う子供たちの教育機会を保障し、教育格差の解消を図ることは極めて重要な課題であります」¹という発言からも分かるように、高等学校の授業料無償化という政策は「教育の機会均等」「教育格差の解消」に寄与することがその目的であるといえる。

しかしながら、学校教育における保護者の経済的負担は授業料だけの問題ではない。図表1に示すように、様々な用途で家計から学校教育費が支出されており、末富（2010）によると、その額も年々増加傾向にあるという。つまり、「教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」ことにあたっては、授業料以外の家計負担のあり方もまた重要である。そして、こうした学校教育費の私的負担の中でも大きな割合を占める学校徴収金等のあり方については、特に重要な問題であるといえよう。

高等学校授業料無償化と学校徴収金等の問題に関しては、例えば、これまで授業料が減免されていた生徒には学校徴収金等も一定程度免除してきたが、授業料無償化により教育委員会が授業



図表1 公立高等学校（全日制）における学校教育費の内訳

※文部科学省「平成20年度子どもの学習費調査」より著者作成。自治体により異なるが、縦線部が学校徴収金と呼称される場合が多い。

料減免の審査を行わなくなったため、学校徴収金等の免除には学校が独自に審査を行わなければならない、事務手続きの難しさ故に免除対象を縮小するといった、授業料無償化が経済的弱者に不利に働くケースが指摘されている²。他にも、これまで学校徴収金等は、口座振替により授業料と一括して納められる場合が多かったため、その手数料は都道府県負担とされていたが、授業料無償化にともない都道府県負担による手数料負担が廃止されたため、徴収の仕組みも変更しなければならないといった手続き上の問題も指摘されている³。また、授業料無償化政策のみに関しても、低所得者層にはもともと授業料減免制度が存在しており、さらに、平成23年より所得税について、平成24年度より住民税について特定扶養控除が一部廃止されることから、低所得の保護者に関しては負担が増加する可能性がある⁴。このように、授業料無償化や学校徴収金等については様々な問題が指摘されているが、そのあり方を検討するためには、学校徴収金等の学校教育費の私的負担の実態についてより具体的に把握する必要がある。

白石（2000）も、わが国の学校教育はかなりの部分を私的負担に依存している「公私混合型教育費負担構造」であるとし、安易に公的負担の縮小・受益者負担の増加という政策提言を行ってしまうと、それは日本の実態を無視した提言になる可能性が高いと主張し、教育財政のあり方について検討するためには私的負担の状況を認識しておく必要があることを論じている。しかしながら、広井（2006）が「教育に関するどのような費用は公的に保障され、どのような費用は私的に負担されるのが妥当か」といった議論・・・が正面から論じられることも少なく、日本における教育論議は、いわば“公教育内部”で自己完結ないし閉塞したような議論が中心だったように思われる」というように、教育の私的負担に関しては未だ十分な議論がなされていないとする指摘もある。もちろん、家計の教育費負担の動向と負担軽減の公共政策についてマクロデータを用いて時系列的に分析を行った田中（2010）の研究や、小学校における私費負担教材費について調査を行った宮前ら（2004）の研究など、教育の私的負担について言及した研究は数多く存在している。ただ、これまでの教育の私的負担に関する研究については、教育費負担の全国平均の動向といったようなマクロな視点に基づく研究が大半を占めているのが現状である。学校教育費の私的負担のあり方について、延いては、私的負担の状況を踏まえた教育資源配分のあり方について検討していくためには、具体的に各学校でどの程度の私的負担額が必要であり、学校ごとにその額にどの程度の差が存在し、その差が教育サービスにどのような影響を与えるのかといった、教育実践との関連性を踏まえた学校単位の視点からの学校教育費の私的負担に関する研究も重要であるといえるが、そういった面からの研究については、未だ十分な蓄積があるとはいえない。

そこで本研究では、私的負担の状況を踏まえたより合理的な教育資源配分のあり方を検討するための前段階として、学校教育費の私的負担の多くを占める学校徴収金等について現状を把握し、学校徴収金等の状況が学校間でどのように異なるのか検討することを目的とする。具体的には、①学校徴収金等が各学校においてどの程度徴収されているのか、②学校徴収金等の金額の学校間の差にはどのような傾向があるのか、③学校徴収金等の状況が教育活動にどのような影響を与えるのかということについて検討を行う。なお、学校徴収金等の現状を把握するにあたって、本研究では大阪府立高等学校をその調査対象とした。2005年に文部科学省が実施した調査によると、授業料減免措置を受けている生徒の割合について大阪府は

24.6%と都道府県別で見ても最も高い値となっており、学校教育費の私的負担について大阪府が非常に困難を抱えた地域であることが推察できる。そのため、学校徴収金等についてもその在り方の特徴を把握しやすいと考え、大阪府を調査対象地域として選んだ。また、私的負担の状況を踏まえたより合理的な教育資源配分のあり方を検討するうえでは、私立高等学校の在り方も検討しなければならない重要な事項ではあるが、公立と私立では私的負担に関する制度・内容が異なることもあり、本研究では、議論が複雑になることを避けるため公立高等学校のみをその対象とした。

次節では、調査の概要・結果に言及する前に、大阪府における学校徴収金等の概要について述べていく。

2. 大阪府における公費・私費区分の基準と学校徴収金等の概要

学校教育費における公費・私費の区分や学校徴収金等のあり方については、大まかな点は全国的にそれほど変わるものではないものの、細かな点については自治体によってその基準は様々である。そこで本節では、質問紙調査を実施した大阪府における『学校徴収金等取扱マニュアル』をもとに、公費・私費区分の基準と学校徴収金等の概要について述べていく。

『学校徴収金等取扱マニュアル』によると、大阪府では、図表2-1に示されるように、学校の管理運営及び教育指導に係る経費については公費負担を原則としており、(ア)児童生徒の所有物にかかる経費、(イ)教育活動の結果としてその教材、教具そのもの、または、そこから生じる直接的利益が生徒個々に還元されるものにかかる経費、(ウ)生徒会活動費や部活動にかかる経費、(エ)その他の経費については私費負担を原則としている。この基準に従い公費と私費が区分されるが、特に学校徴収金および団体徴収金に該当する部分については「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」にもとづき会計処理が行われる必要がある。この会計基準によると、図表2-2で示されるように、学校徴収金については(ア)生徒会会計、(イ)部活動後援会費会計、(ウ)学年費会計、(エ)積立金会計、(オ)

公私負担区分	経費の内容	具体的な例	事例
公費負担を原則とするもの	学校の管理運営及び教育指導に係る経費		学校・学年(部)・学級単位で共用又は備え付けとするものの経費
私費負担を原則とするもの	児童・生徒の所有物にかかる経費(学校・家庭いずれにおいても使用できる教材・教具)	教材教具費等 学校指定物品	個人用図書、補助教材(参考書、辞書類、各種学習ノート、ワークブック、テスト類等) 制服、体操服、体育シューズ、カバン、実習服、名札、校章、証明写真等
	教育活動の結果として、その教材・教具そのものの、又そこから生じる直接的利益が、生徒個人に還元されるものにかかる経費	実習費・行事費 道路指導費 その他	絵画、書道、調理、手芸等実習用材料費、修学旅行、遠足、現場実習、映画、観劇の参加費等 模擬試験代、資格検定料、適性検査代、道路費料代等生徒個人にかかる道路指導関係の経費 学校安全互助会加入費等
	生徒会活動や部活動等生徒の活動にかかる経費	生徒会費等 部活動費等	生徒手帳、生徒会主催の諸行事に要する経費 農業・家庭クラブや文化部・体育部における大会参加費等生徒の活動に要する経費
	その他	PTA会費 同窓会費	PTA等団体の活動、管理運営費

図表2-1 公費と私費の区分基準

※大阪府教育委員会『学校徴収金等取扱マニュアル』24頁より引用。

区分	会計名	内容	徴収限度額
学校徴収金	生徒会会計	生徒会の諸活動に要する費用	年額2,500円 (定時制課程は1,250円)
	部活動後援会会計	部活動の振興を図るために要する費用	※分限した場合 生徒会会計 1,700円 部活動後援会費会計 800円
	学年費会計	当該年度の教育計画に基づく学校単位の教育活動を実施する上で、保護者が負担すべき経費について、あらかじめ一括して徴収する費用	校長が適当と認める額
	積立金会計	修学旅行積立金、卒業アルバム積立金及び同窓会積立金	
	その他の会計	学校給食費その他の校長が必要と認める費用	
団体徴収金	PTA会計 ※定時制課程の後援会会計を含む	PTA(定時制課程にあっては後援会、振興会等)の諸活動に要する費用	年額4,000円 (定時制課程は2,000円)

図表2-2 学校徴収金等の会計項目

※大阪府教育委員会『学校徴収金等取扱マニュアル』5頁より引用。

その他の会計から構成され、団体徴収金についてはPTA 会計がその内容となっている。

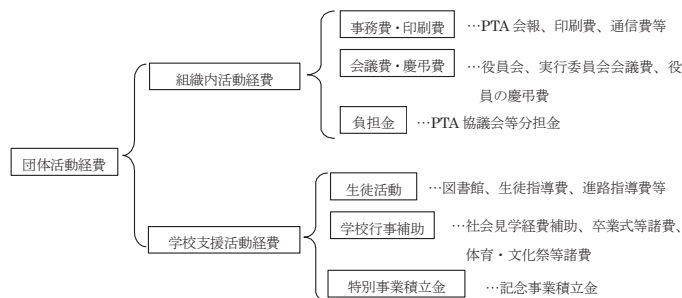
学校徴収金の金額については、生徒会会計および部活動後援会費会計については上限が合計 2,500 円（定時制課程 1,250 円）と定められているため、学校によって学校徴収金の金額の差が出る場合には学年費会計・積立金会計・その他の会計によるものと考えられる。なお、学年費会計から具体的にどのようなものに支出されるかについては学校により様々であるが、本研究における調査で学年費会計の内訳まで回答いただいた学校を例にとると、その内容としては図表 2－3 に示されたものが挙げられる。

団体徴収金いわゆる PTA 会費の用途としては、大きく組織内活動経費と学校支援活動経費に分けられる。特に、学校支援活動経費については、図表 2－4 にあるように、生徒活動費、学校行事補助、特別事業積立金から構成され、学校の教育活動と関連する内容となっている。

大阪府立高等学校では、以上のような基準で学校徴収金等が各学校において徴収され、教育活動に充てられている。本研究では、この『学校徴収金等取扱マニュアル』に記された基準を参考に、大阪府立高等学校を対象とした学校徴収金等に関する調査を実施した。以降、本調査の概要について述べていく。

高校	学年費の内訳
1	新入生の手引き、個人ロッカー、生徒手帳、氏名ゴム印、新聞「高校生活」、クラス写真、スポーツテスト、校外学習、体育祭 進路関係費、文化祭、芸術鑑賞、耐寒行事、卒業生記念品、新年度用写真、予備費
2	校章・自転車ステッカー代、個人ロッカー代、写真代、スポーツテスト代、進路関係、芸術祭費、人権研修代、行事費、クラス活動費 家庭科実習材料費、情報関係教材費、卒業記念アルバム代、予備費
3	生徒手帳代、校外学習費、人権学習費、安全対策費、進路の手引代、「高校生活」代、生徒会行事活動費、個人写真代、実習費、 ロッカー代、雑費
4	校外学習費、行事費、生徒手帳代、生徒氏名ゴム印代、バッチ代、「高校生活」新聞代、ホームルーム費、漢字ノート代、美術教材費 家庭科教材費、進路指導手引書代、各種テスト・検定代、視聴覚行事費、写真代、人権教育費、マラソン諸経費、卒業生への記念品 実習材料費、予備費
5	生徒手帳、生徒ゴム印、遠足等代、クラス写真代、人権教育、進路指導費、テスト代、HR活動代、家庭科実習費、生徒ロッカー代 芸術鑑賞、アルバム代

図表 2－3 各高校における学年費会計の内訳



図表 2－4 PTA 会費の用途

※大阪府教育委員会『学校徴収金等取扱マニュアル』57 頁より引用。

3. 調査の方法と目的および分析の視点

3-1. 調査の方法

本研究における調査では、質問紙調査として、大阪府立高等学校の事務職員宛に「学校徴収金等に関するアンケート」、大阪府立高等学校の教員宛に「学校徴収金等の教育費に関するアンケート」を郵送し回答を得た。また、質問紙調査の結果について考察する際の参考資料とすべく、調査結果を踏まえ、大阪府立A高等学校の学校長へインタビュー調査を行った。調査の概要については図表3に示す通りである。

「学校徴収金等に関するアンケート」

- ・対象：大阪府立高等学校に勤務する事務職員。
- ・配布方法：全大阪府立高等学校 167 校に事務（部）長宛てで質問紙を 1 部郵送。
- ・配布時期：2010 年 8 月下旬～9 月上旬。
- ・回答数：51 校から回答があり、回収率は 30.5%（特別支援学校を除くと、142 校中、45 校から回答があり、回収率は 31.7%）。

「学校徴収金等の教育費に関するアンケート」

- ・対象：大阪府立高等学校に勤務する教員。
- ・配布方法：特別支援学校を除く大阪府立高等学校 142 校に学校長宛てで質問紙を 10 部郵送。
- ・配布時期：2011 年 1 月下旬～2 月上旬。
- ・回答数：30 校から回答があり、131 名の教員から回答を得た。

インタビュー調査の概要

- ・対象：大阪府立 A 高等学校の学校長。
- ・形式：非構造的インタビュー（「学校徴収金等の教育費の私的負担について」というテーマで A 高等学校における現状について自由回答式の質問を行った）
- ・調査日時：2010 年 11 月 9 日、19：00～20：00。
- ・学校の特徴：学科…普通科、学級数…24 学級。
入学偏差値は大阪府立高等学校の中でも最も低い部類であり、「学校徴収金等に関するアンケート」の回答校の普通科の中で学校徴収金等の未納率が最も高く（12.43%）、同質問紙における全回答校の中で授業料減免措置を受けている生徒の割合が最も高い学校である（34.36%）。

図表3 調査方法の概要

3-2. 調査の目的および分析の視点

高等学校における学校徴収金等の現状については、先行研究において調査がなされておらず、大阪府教育委員会も学校徴収金等の徴収金額に関して各学校の詳細は把握していない。そこで、事務職員宛ての「学校徴収金等に関するアンケート」を実施し、平成 22 年度の各学年における生徒一人あたりの徴収金額を質問し、学校ごとの現状を把握することとした。また、今後の学校徴収金等の動向を検討するための資料として、同質問紙において、学校徴収金等に関して徴収が困

難になる理由、授業料無償化が学校徴収金等に及ぼす影響について事務職員の所感を尋ねた。

教員宛ての「学校徴収金等の教育費に関するアンケート」では、学校徴収金等の状況が教育活動にどのような影響を与えるのか検討するための資料とするために質問項目を設定した。これを言い換えると、学校徴収金等が「教育の質」を左右するかということであるが、「教育の質」の高低を端的に表すことは非常に困難である。そこで本質問紙では、教員が学校徴収金の徴収業務にどの程度関わっているのかを尋ね、その頻度が高いほど通常の業務を圧迫していると考えらることで、学校徴収金等の状況と教育活動の関係を検討することとした。

調査結果の分析においては、学校徴収金等の状況についてその傾向を把握するために、高等学校を類型化する指標として主に「平成 21 年度における授業料減免措置を受けている生徒の割合」および「高等学校入学偏差値」を使用している。「授業料減免措置を受けている生徒の割合」については、その学校に経済的に貧しい家庭の生徒がどの程度いるかを表す指標といえる。経済的に豊かな家庭の生徒が多い学校ほど多くの金額を徴収することができ、経済的に貧しい家庭の生徒が多い学校では多くの金額を徴収することはできないと予想されるが、これを検討する指標として「授業料減免措置を受けている生徒の割合」を使用する。また、進学に重点をおいた教育課程である学校ほど教育資源・教育投資の一つである学校徴収金等の金額が高くなると予想されるが、「高校入学偏差値」を学校徴収金等と教育課程との関連を見る指標として使用することで、このことを検討していく。

4. 調査の結果と考察

4-1. 事務職員宛て「学校徴収金等に関するアンケート」の結果と考察

本節における調査結果は、特別支援学校からの回答を除いた 45 校からの回答をまとめたものである⁶。

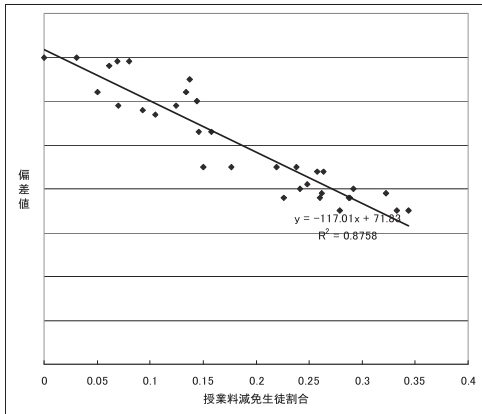
まず、図表 4-1 に、平成 21 年度の授業料減免措置を受けていた生徒の割合、授業料の未納生徒の割合、学校徴収金等の未納生徒の割合に関する基本統計量をまとめた。それぞれの最小値および最大値から、授業料減免措置を受けているような経済的に貧しい生徒の割合や、授業料や学校徴収金等の未納の問題は学校によって状況がかなり異なっているということが推察できる。

次に、2009 年度の授業料減免措置を受けていた生徒の割合と入学偏差値⁷について相関をとってみたところ（図表 4-2）⁸、かなり高い相関が見られ（ $r=-0.936$, $p<0.01$ ）、入学偏差値の高い進学校ほど経済的に貧しい家庭が少なく、入学偏差値の低いいわゆる指導困難校とされる学校ほど経済的に貧しい家庭が多い傾向にあるといえる。

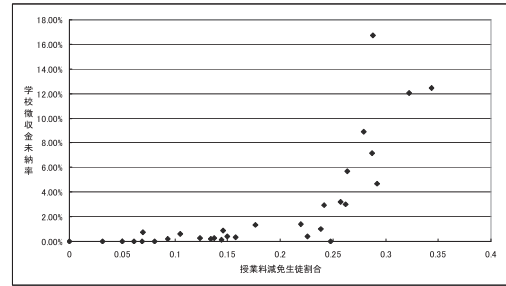
	最小値	最大値	平均値	中央値
授業料の減免措置を受けていた生徒の割合 (減免生徒数÷全校生徒数)	0%	50.5%	20%	23.4%
授業料の未納生徒の割合 (授業料未納生徒数÷全校生徒数)	0%	22.9%	4.8%	2.4%
授業料の未納合計額	0 円	7,202,880 円	2,081,086 円	1,206,000 円
学校徴収金等の未納生徒の割合 (学校徴収金未納生徒数÷全校生徒数)	0%	22.0%	4.3%	1.4%
学校徴収金等の未納合計額	0 円	3,023,036 円	674,317 円	357,900 円

図表 4-1 授業料減免措置を受けていた生徒の割合、授業料未納率、学校徴収金等未納率に関する基本統計量

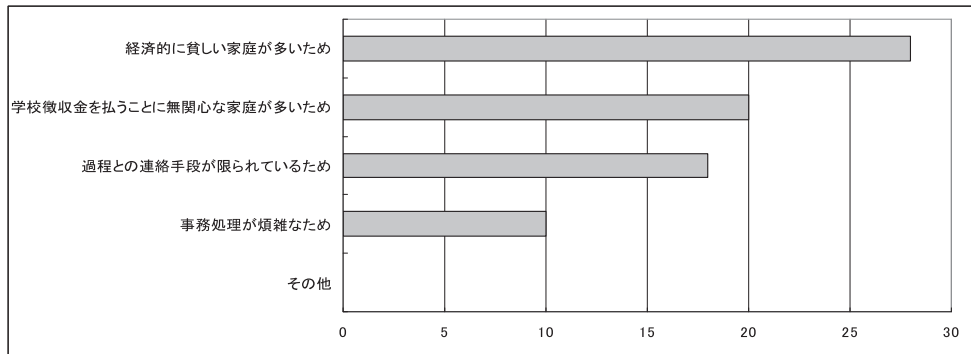
江上：公立高等学校における学校教育費の私的負担に関する学校間格差



図表 4-2 授業料減免措置生徒の割合と高校の入学偏差値



図表 4-3 授業料減免措置生徒の割合と学校徴収金の未納率



図表 4-4 学校徴収金等の徴収が困難に感じる理由（数字は回答数）

そして、学校徴収金等の未納に関しては、図表 4-3 に見られるように授業料減免措置を受けている生徒の割合が高い学校ほど、学校徴収金等の未納率も高い傾向がある ($r=0.726, p<0.01$)。特に、授業料減免措置を受けている生徒の割合が 25% 付近からそれ以上高くなると、学校徴収金等の未納率が急激に高くなる様子が窺える。さらに、入学偏差値を制御変数として、学校徴収金等の未納率と授業料減免措置を受けていた生徒の割合について偏相関係数を計算し ($r=0.464, p<0.01$)、次に、授業料減免措置を受けている生徒の割合を制御変数として、学校徴収金等の未納率と偏差値について偏相関係数を計算したところ ($r=0.145, p=0.445$)、たとえ同程度の偏差値の学校であっても、授業料減免措置を受けている生徒の割合が高い学校ほど、学校徴収金等の未納率も高い傾向にあるといえることが分かった。これらのことより、学校徴収金等の未納の問題に関しては、家庭の経済的な事情による影響が大きいと推察できる。このことは、学校事務職員が学校徴収金等の徴収が困難に感じる理由として「経済的に貧しい家庭が多いため」という回答を最も多くあげたこととも一致し (図表 4-4)、学校徴収金等の徴収において家庭の経済的な事情の影響力の大きさを窺うことができる。

学校徴収金等の金額については、図表 4-5 にその基本統計量をまとめた。この結果から、学校徴収金等の額についても学校間で差があることが分かる。また、全日制高等学校について、図

表4-6に学校徴収金の各項目に関する基本統計量をまとめた。標準偏差を見ると、修学旅行積立金が最も大きく、次いで学年費が大きくなっており、学校徴収金の金額差についてはこの二つの項目の影響によるところが大きいと考えられる。また、この二つの変動係数を比べて見ると、修学旅行積立金よりも学年費の変動係数が大きく、学年費の学校間の差が相対的に大きいことが分かる。学年費は日常的教育活動と関係の深い項目であることから考えると、学校徴収金のおよび「その他」については、その項目を設定しておらず0円となっている学校が多かったことから平均値が低く、標準偏差が高い値となったため、変動係数が高い値を示す結果となった。

	最小値	最大値	平均値	中央値
全学年の学校徴収金の合計額 (定時制高等学校、n=4)	61,510 円	152,900 円	96,178 円	85,150 円
全学年の学校徴収金の合計額 (全日制高等学校、n=35)	140,000 円	235,500 円	172,446 円	167,000 円

図表4-5 学校徴収金等の金額についての基本統計量

	生徒会費+ 部活後援会費	学年費	修学旅行 積立金	その他の 積立金	その他	PTA 会費
最大値	7500 円	85500 円	140000 円	53000 円	50000 円	12000 円
最小値	4800 円	21000 円	50000 円	0 円	0 円	8000 円
平均	7003 円	49866 円	93886 円	8455 円	1999 円	11237 円
中央値	7500 円	49000 円	90000 円	5000 円	0 円	12000 円
標準偏差	706 円	13188 円	15933 円	10229 円	8447 円	1235 円
変動係数	0.10	0.26	0.17	1.21	4.23	0.11

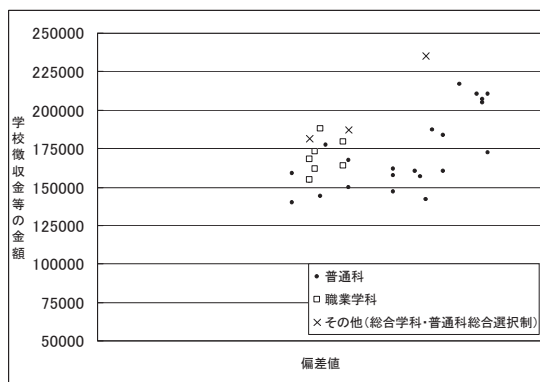
図表4-6 全日制高校における学校徴収金等の各項目の金額についての基本統計量

さらに、全日制高校の学校徴収金等の金額について入学偏差値とその関係を見たところ(図表4-7)、入学偏差値の高い学校ほど学校徴収金等の金額が高くなる傾向があり($r=0.510, p<0.05$)、普通科だけで考えるとその傾向はさらに強くなった($r=0.694, p<0.05$)。

以上の結果をまとめると、進学校ほど学校徴収金等の未納率が低く、学校徴収金等の金額が高い傾向にあり、また、入学偏差値の低い指導困難校ほど学校徴収金等の未納率が高く、さらに学校徴収金等の金額が低い傾向にあるといえる。このことから、進学校と指導困難校とで学校が有する資金にかなりの差があることが推察される。

インタビュー調査を実施したA高等学校の校長は、学校徴収金等について「出来る限り金額は抑えようとするが、学校の教育活動上必要とされる金額を徴収しており、貧しい家庭が多いから金額が低くなるということではない」とし、現状において必ずしも学校徴収金の金額の差が教育の質に影響を与えるものではないとする立場であった。しかしながら、A高等学校は「卒業生から学校徴収金の未納分を徴収して、在校生への教育活動にあてている」状態であることから、「こ

れ以上学校徴収金等の未納率が高くなると、学校徴収金等の設定額についても影響を与える可能性はある」ということでもあった。今後の学校徴収金等の徴収に関しては、授業料無償化に伴って、授業料と一緒に学校徴収金等を徴収することが出来なくなったこと等を理由に、学校徴収金等の徴収が困難になると考えている事務職員も多い（図表４－８）。そのため、授業料無償化の影響で学校徴収金等の金額が今後変わってくる可能性もあると考えられる。特に、いわゆる指導困難



図表４－７ 学校徴収金等の徴収金額と高校の入学偏差値

校では学校徴収金等の徴収がより困難になり、進学校では未納率が高くなりこれまで通りの徴収金を回収できるといった状況になれば、これまで以上に各学校が有する資金に差が生じる可能性があるといえよう。

	大いに	まあまあ	あまり	ほとんど	無回答
授業料無償化に伴って、学校徴収金の徴収が困難になる可能性があると思うか	12 (27.3%)	16 (36.4%)	12 (27.3%)	4 (9.1%)	0 (0%)
授業料無償化に伴って、学校徴収金の徴収額が増加する可能性があると思うか	1 (2.3%)	5 (11.4%)	13 (29.5%)	24 (54.5%)	1 (2.3%)

図表４－８ 授業料無償化が学校徴収金等を与える影響の可能性

４－２．教員宛て「学校徴収金等の教育費に関するアンケート」の結果と考察

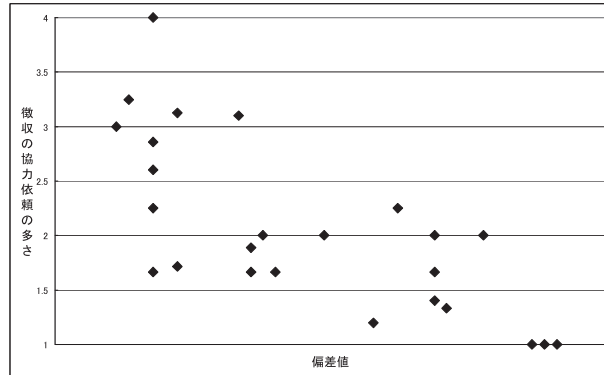
図表４－９は、学校徴収金等の徴収に関して協力を依頼されることはどの程度あるかという問いに対する教員の回答をまとめたものである。「ほとんどない」と答えた教員が最も多いが、「大いにある」「まあまあある」と答えた教員も合わせて約４割となっており、本来事務職員の職務である学校徴収金の徴収に関して教員が協力している状況も少なくないといえる。また、「大いにある」「まあまあある」「あまりない」「ほとんどない」をそれぞれ４、３、２、１と点数化し、各学校の教員の回答の平均値と学校の入学偏差値の関係を見たところ（図表４－１０）、高い相関があり（ $r=-0.537$, $p<0.01$ ）、偏差値の低い学校ほど学校徴収金の徴収に関して苦勞している状況が窺える。これはつまり、偏差値の低い学校ほど教育活動以外の業務を教員が行っていると言い換えることができる。さらに、もし教員が徴収作業を行う場合において、生徒の経済的困難さを実感し、経済的な負担を欠けずに教育活動の質を保障しようとする傾向があるならば、学校徴収金等の徴収が困難な学校ほど教員の負担は大きなものになると考えられる。これらのことを考えると、学校徴収金等の状況が教育活動の質に間接的に影響を与えている可能性が示唆される。また、事

	大いに	まあまあ	あまり	ほとんどない	無回答
学校徴収金等の徴収に関して協力を依頼されることはあるか	14 (10.7%)	38 (29.0%)	25 (19.1%)	50 (38.2%)	4 (3.1%)

図表 4-9 学校徴収金等の徴収に関して依頼される頻度

務職員宛の質問紙調査で指摘されたように、もし今後、授業料無償化に伴い学校徴収金等の徴収が困難になるという状況が起こったならば、学校徴収金等の徴収において現在教員の負担が多い学校ほど教員の負担がより増える結果となり、延いては教育活動の質の差へと繋がることも考えられよう。

その他に、自由記述において指摘された授業料無償化によって生



図表 4-10 徴収の協力依頼の多さと高校の入学偏差値

じた問題点としては、進路選択の際に安易に原級留置を選択する生徒・保護者が増えたという意見が最も多く見られた。そして、原級留置を選択する生徒の増加により、生徒指導の困難化、また、学校徴収金等の徴収の困難化が起きるのではないかという懸念を示す意見も見られた。授業料無償化による影響に関しては、家計や学校財政的な影響のみならず、教育指導上どのような影響を与えたのか考察することが必要といえよう。ここにおいても、いわゆる指導困難校ほど原級留置を選択する生徒が増え、進学校ではあまり影響がでないといった状況があるとすれば、資金面のみならず教育指導面においても教員の負担という点で学校間の差が広がる可能性が考えられる。

5. おわりに

本研究では、学校徴収金等に関する状況の学校ごとの違いについて大阪府立高等学校を対象に調査を行い、①学校徴収金等が各学校においてどの程度徴収されているのか、②学校徴収金等の金額の学校間の差にはどのような傾向があるのか、③学校徴収金等の状況が教育活動にどのような影響を与えるのかという視点から検討を行ってきた。①②については、学校徴収金等の徴収状況および金額については学校により様々であるが、進学校ほど学校徴収金等の未納率については低く、学校徴収金等の金額については高くなる傾向があり、偏差値の低いいわゆる指導困難校と呼ばれる学校ほど学校徴収金等の金額については低く、未納率については高くなる傾向があることが分かった。このことから、進学校と指導困難校で学校が有する資金に相当な差があることが推察されよう。③については、今回の調査では、学校徴収金等の状況が直接的に教育活動に影響を与えるかどうかという点においては明らかにすることができなかった。しかしながら、教員の徴収業務の協力状況といったところから間接的にはあるが、学校徴収金等の状況が教育活動の質に影響を与える可能性が示唆された。

学校が独自に集めている資金としては、学校徴収金等だけでなく、教育後援会や同窓会からの支援金・寄付金など様々な資金が存在し、そういった資金においても学校間で格差があると予想される。さらに、公費の配分についても経常費のみならず「進路指導特色校事業」など様々な項目があり、公費であっても学校間の格差の存在が考えうる。より公正な資源配分について検討し、合理的な教育財政政策を考えるためには、それらを含めた各学校が有する資金全体を把握する必要がある。また、今回の調査では、学年費の学校間の差や、教員の負担についての学校間の差から、学校徴収金等の状況が教育活動の質に影響を与える可能性を間接的に示唆したにすぎず、学校が有する資金の差によって教育活動に具体的にどのような影響がでるのかという点については示されていない。

私的負担の状況を踏まえたより合理的な教育資源配分のあり方を検討するためにも、今後の課題として、学校徴収金等のみならず各学校が有する資金全体を調査し、教育費全体の流れを正確に把握することが挙げられ、さらに、そうした各学校が有する資金の差が教育活動の質にどのように影響を与えていくかについて明らかにしていく必要があるといえよう。

※本研究にあたり、誠にお忙しい中、質問紙調査およびインタビュー調査にご協力していただきました教職員の皆様に心から感謝いたします。誠にありがとうございました。

※本研究における調査は、文部科学省グローバル COE プログラム (D07) の助成を受け実施したものである。

注

- ¹ 国会会議録、171 - 参 - 文教科学委員会 - 8 号、平成 21 年 4 月 21 日。
- ² 『朝日新聞』2010 年 6 月 20 日朝刊・岡山県地方欄「高校無償化「弱者」ほど重い負担」
- ³ 「ラウンジ 無償化で滞納増加?」『内外教育』第 6002 号、2010 年 6 月 15 日、20 頁。
- ⁴ 文部科学省の試算によると、所得者がサラリーマン、配偶者が専業主婦、子ども 1 人 (高校生) で収入額が 350 万円以下の家庭を想定した場合、授業料無償化によって 94,300 円の便益があるとしている。しかし、既に授業料免除を受けていた場合、授業料分の便益がそこから差引かれるため実質的には負担増となっている可能性がある。
- ⁵ 例えば新潟市では、保護者から預かっているお金であるという意識を徹底させるため、学校徴収金に相当するものについて「預り金」という名称を用いている。
- ⁶ 質問紙調査の集計・分析については Microsoft Excel2003 および SPSS16.0j for Windows を使用した。なお、特別支援学校の学校徴収金等については、「給食費」など一般の高等学校とは異なる項目が学校徴収金等として徴収されており、同列に分析することが困難であるためここでは除外することとした。また、全体の回答数は 45 校であるが、質問項目によっては無回答としている高等学校もあるため、質問項目によってはサンプル数が少なくなる場合がある。

⁷ 偏差値については、家庭教師の文理学院HP<url=http://www.bunrigakuin.co.jp/ss/osaka_1.html>[最終アクセス:2011年4月24日]を参照した。

⁸ 定時制高校等、入学偏差値について情報のないデータについては除外した。

参考文献

- 大阪府教育委員会『学校徴収金等取扱マニュアル』2006年。
- 小川正人編『教育財政の政策と法制度—教育財政入門—』エイデル研究所、1996年。
- 小川正人「政権交代と教育費政策」『日本教育行政学会年報』第36号、2010年、2-20頁。
- 黒崎勲『公教育費の研究』青木書店、1980年。
- 市川昭午、林健久『教育財政 戦後日本の教育改革 第4巻』東京大学出版会、1972年。
- 市川昭午『教育管理職講座② 教育サービスと教育財政』ぎょうせい、1983年。
- 白石裕『分権・生涯学習時代の教育財政』京都大学学術出版会、2000年。
- 末富芳「教育財政学における教育費概念の理論的課題」『研究論叢』第13号、2006年、1-11頁。
- 末富芳『教育費の政治経済学』勁草書房、2010年。
- 田中敬文「家計教育費負担の動向と負担軽減の公共政策」『日本教育行政学会年報』第36号、2010年、60-71頁。
- 日本財政法学会編『教育と財政 財政法叢書23』敬文堂、2007年。
- 広井良典『持続可能な福祉社会—「もうひとつの日本」の構想—』ちくま新書、2006年。
- 宮前貢、陰山英男、櫻井淳仁、浅川晃雄『私費負担教材費を問う』学事出版、2004年。
- 横山純一「地方教育費・教育財政（初等教育段階）の現状と課題」『日本教育行政学会年報』第36号、2010年、21-40頁。
- 文部科学省「高校無償化と特定扶養控除見直しの影響試算」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2010/02/24/1289540_2.pdf>[最終アクセス:2011年4月24日]。
- 全大阪消費者団体連絡会 HP<<http://hb8.seikyou.ne.jp/home/o-shoudanren/>>[最終アクセス:2011年4月24日]。

(比較教育政策学講座 博士後期課程2回生)

(受稿2011年9月2日、改稿2011年11月25日、受理2011年12月26日)

Disparities between Schools in School Levies: Results of a Questionnaire Survey among High Schools in Osaka.

EGAMI Naoki

The “Act on free tuition fees at public high schools and high school enrollment support fund” was enacted on April 1, 2010. The purposes of the Act are to ease family educational expenses and to contribute to equal opportunity in upper secondary education. However, high school education costs borne by households are composed of not only tuition fees but also various other fees. Especially, school levies (gakkou-choshu-kin) are very important issues in family educational expenses. The purposes of this study were to determine the amounts of school levies collected by each school and to analyze the relationship between school characteristics and the amounts of school levies. The results of the questionnaire survey among high schools in Osaka showed that the amount of school levies varies between schools, and that schools with higher educational level collect more levies, while those with lower educational level collect less. In addition, the policy of free tuition at public high schools may widen disparities between schools in school levies, and these disparities may lead to gaps in the quality of educational services at each school in the future.